

番号	質問	回答
1	複数店舗経営している場合は、それぞれの店舗ごとに申請できますか。	申請は1事業者につき1申請（上限：30万円）となります。取組対象経費が複数店舗にまたがる場合、対象となる店舗はゴールド認証店に登録しておく必要があります。
2	対象店舗がゴールド認証店のみとなっていますが、新たに取得すれば申請は可能ですか。	「助成金交付申請書兼実績報告書」の提出日以前にゴールド認証店に登録完了しておく必要があります。
3	デリバリー専門店やキッチンカーなどは対象となりますか。	ゴールド認証の実施要綱において、認証制度の対象を「県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの（その場で飲食することを主たる目的とした設備を有しない飲食店（テイクアウト型、デリバリー型の店舗など）を除く）」と規定しているため、対象外となります。
4	申請前に既に取組を開始していますが、申請は認められますか。	令和4年7月1日以降で、事前申出完了通知日より前に着手した経費についても、契約・支払いの確認（契約書や発注書、領収書等）ができれば補助対象となります。その場合の助成対象期間は、最初に経費が発生した日から4か月間となります。
5	感染拡大防止に向けた取組とありますが、パーティションの追加購入も含まれますか。以前、「飲食店におけるパーティション設置促進補助金」を受給しましたが今回の補助金を受給することは可能でしょうか。	パーティションの追加購入も対象となります。過去にパーティション設置に係る補助金を受給した場合でも、令和4年7月1日以降に同種の補助金を受給していない場合は、対象となります。
6	(1)～(3)の前向きな取組について、単体の取組では下限額の10万円に達していない場合、組み合わせて活用することは可能ですか。	(1)～(3)の前向きな取組について、複数の区分を組み合わせて活用することは可能です。
7	設備工事に時間がかかり4か月を超える見込みです。この場合、手付金さえ払ってればその額で事前申出を行うことは可能ですか。	事前申出の時点で工期が4か月を超えることが見込まれている場合は、対象外となります。
8	掛かった経費は全て助成対象になりますか。	消費税及び地方消費税は助成対象外となります。なお、補助率は、助成対象と認められる経費の9/10以内（千円未満切り捨て。上限30万円）です。助成対象外経費と超過分は自己負担となります。
9	販路拡大のため、社員がマーケティングセミナーを受講する場合、受講料や会場までの旅費等は対象経費に含まれますか。	社員の方が外部のセミナーに参加する際の実費や、会場までの旅費等は対象外となります。
10	パソコン・スマートフォンの購入は対象経費に含まれますか。	(1)～(3)のいずれかの取組に沿った内容のものであり、多言語対応など、補助目的に合致している場合は購入費用、通信料（対象期間内のみ）が対象となります。
11	ヴィーガン料理等の新メニュー開発に当たって、料理人を新規雇用しました。人件費は対象経費として考えてよいでしょうか。	事業に係る自社の直接人件費に該当するため対象外となります。
12	申請書類等は事業終了後も保管しておく必要はありますか。	助成事業対象者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管する義務があります。